**平成２１年（フ）第１８８号**
名古屋市中村区名駅４丁目18番18号
破産者　株式会社グリーンスタイル
1　決定年月日　平成21年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第５３０号**
京都市伏見区日野谷寺町31番地１
破産者　株式会社ＪＳ商事
1　決定年月日　平成21年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２０年（フ）第４８６０号**
大阪市北区天神橋１丁目19番９号
破産者　株式会社山崎テント
1　決定年月日　平成21年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第１０号**
広島県呉市広古新開１丁目11番48号
破産者　有限会社ながた産業
1　決定年月日　平成21年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所呉支部

**平成２０年（フ）第４６号**
山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲693番地２
破産者　イトウ工業有限会社
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所米沢支部

**平成２１年（フ）第３６４号**
東京都昭島市玉川町３丁目29番20―202号、破産手続開始決定時の住所東京都立川市幸町４丁目23番地の９
破産者　渡邉　　滋
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２１年（フ）第１７０号**
長野市西和田２丁目24番１号
破産者　日本バイテク産業株式会社
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第２３４号**
岡山県倉敷市生坂133番地４
破産者　有限会社エリア・ワークス
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２０年（フ）第８０１号**
宮崎市大字田吉字垣原5276番地
破産者　サンコー産業株式会社
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

**平成１９年（フ）第９７１号**
鹿児島市田上１丁目５番14号
破産者　株式会社ヒガシモト建築設計事務所
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２１年（フ）第４００号**
東京都東久留米市東本町14番地17号
破産者　株式会社トータル―リファイン
1　決定年月日　平成21年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２１年（フ）第３７３号**
茨城県東茨城郡大洗町成田町2638番地
破産者　有限会社グリーン食飯
1　決定年月日　平成21年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

**平成２１年（フ）第２３９号**
神奈川県相模原市千代田６丁目８番９号
破産者　有限会社有明工業
1　決定年月日　平成21年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２０年（フ）第２６１号**
佐賀県西松浦郡有田町本町丙827番地５
破産者　株式会社有電工
1　決定年月日　平成21年10月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成１９年（フ）第５１９号**
北海道紋別市港町４丁目１番12号
破産者　株式会社オホーツク流氷観光物産
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

**平成２０年（フ）第１７９号**
北海道稚内市大字声問村字沼川2430番地の１
破産者　有限会社鈴木建設
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

**平成２０年（フ）第７００号**
北海道深川市三条11番18号
破産者　有限会社リアイ
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第９７１号**
仙台市青葉区本町３丁目１番地の17　やまふくビル202
破産者　有限会社夢限
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２１年（フ）第２３３号**
山形市城北町１丁目11番23号
破産者　株式会社ノヴァウェーブ
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第１０３号**
群馬県太田市東矢島町1236番地
破産者　有限会社アルト
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

**平成１９年（フ）第１号**
金沢市福増町27街区３
破産者　日本デザイア株式会社
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

**平成２１年（フ）第２９９号**
金沢市観音堂町リ６番地
破産者　有限会社濱伍重量
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

**平成２１年（フ）第２７１号**
静岡県藤枝市田沼１丁目２番13号
破産者　有限会社シルク
1　決定年月日　平成21年10月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部